

## 輸送安全マネジメント 貨物自動車運送事業法第24条3項で定める輸送の安全にかかる情報

46023

株式会社アシスト

# 安全管理規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本規程は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法（以下「関係法令」という）の規定に基づき、輸送の安全を確保するために順守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、株式会社 アシスト（以下「当社」という）の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全確保を確保するための事業の運営方針

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不斷に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全確保に関する基本方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規定に定められた事項を順守すること。

② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
  - ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施すること。
- 2 当社及びグループ各社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 第 3 条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じた、必要な計画を作成する。

### 第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

- 第 7 条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
  - 3 社長は、輸送の安全の確保が確実に行われるため、安全統括管理者を任命し、当社の「運輸安全マネジメント」が適切に実施される権限を与える。
  - 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第 8 条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
- ① 運行管理者
  - ② 整備管理者
  - ③ その他必要な責任者

- 2 安全統括責任者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各地区の統括及び事業所の所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 各地区の統括及び事業所の所長は、安全統括責任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各地区と事業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全の確保に関する安全管理体制及び連絡体制については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第 9 条 社長は、当社の常任取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 6 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
    - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
    - ② 身体の傷病その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
    - ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
- ① 当社の全社員に対し、関係法令等の順守と輸送の安全の確保が最も重要なという意識を徹底すること。
  - ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
  - ③ 輸送の安全の確保に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
  - ④ 輸送の安全の確保に関する報告連絡体制を構築し、当社の全社員に対し周知徹底すること。
  - ⑤ 輸送の安全の確保について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部評価を行い、社長に報告すること。
  - ⑥ 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
  - ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。運行管理については当社が定める運行管理規程に準ずる。

- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。整備管理については当社が定める整備管理規程に準ずる。
- ⑨ 輸送の安全の確保のため、当社従業者に対して必要な教育及び研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する情報が適宜に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全統括責任者は安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、社長及び、社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

### (輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部評価)

- 第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて「輸送の安全確保」に関する内部評価を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部評価を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部評価が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部評価の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 安全統括管理者は、法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告及び連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の実績及び計画、輸送の安全に関する内部評価の結果及びそれを踏まえた措置内容について、毎年度外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

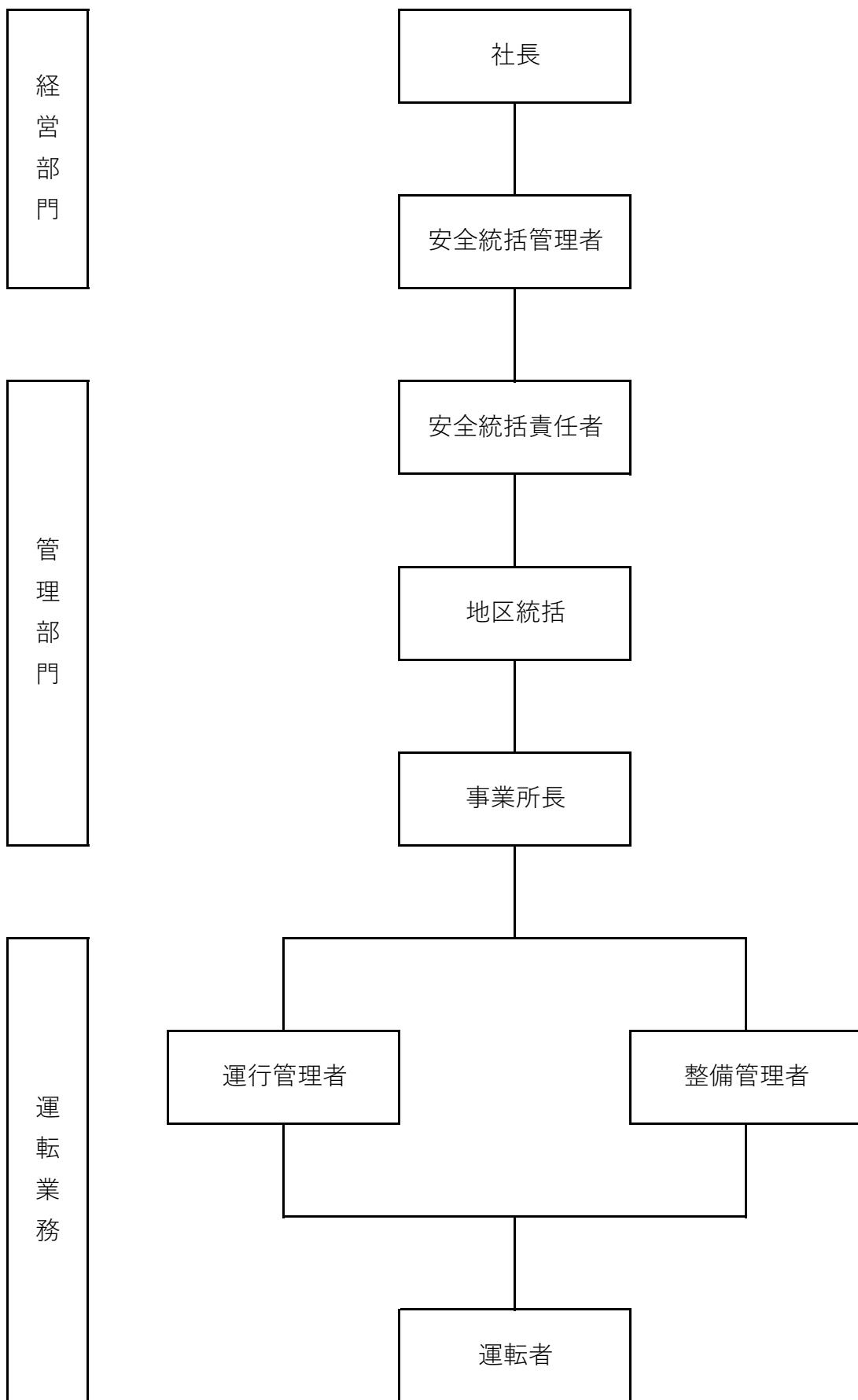
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部評価の結果、社長に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これらを適切に保管する。
- 3 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する記録及び保管の方法は別に定める。

#### 付 則

2006年10月1日制定

2025年1月1日 改訂

## 株式会社アシスト運輸事業部 安全管理体制 組織図



2025年1月1日改訂